平成２９年（フ）第８８７５号
東京都北区滝野川６丁目１―11―406
債務者　大柳　一彦
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７６号
東京都北区滝野川６丁目１―11―406
債務者　大柳　清美
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７８号
東京都江戸川区松島３丁目15―13―202
債務者　高橋　　楓（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８７９号
東京都新宿区中井１丁目８－５　パラッツオ　Ｉ　101
債務者　澁谷　珠実
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８８２号
東京都葛飾区青戸５丁目８－１―203
債務者　阿曽尾美江子（旧姓野母）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８９０号
東京都台東区根岸５丁目15―15―202
債務者　関山　勇二
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８９８号
東京都東村山市栄町２丁目８―14―605、住民票上の住所東京都東村山市栄町１丁目４―６―301
債務者　高野　公子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９０６号
東京都中野区野方６丁目９－７
債務者　神山　知也
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１０号
東京都足立区梅田３丁目11―９　レオネクスト　ＳＨＩＳＵＩ　Ｃ204
債務者　雨山　　務
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１３号
東京都杉並区高円寺南５丁目24―15　林荘
債務者　横地　正行
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１６号
東京都足立区扇３丁目18―13―1013
債務者　中尾　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１７号
東京都目黒区大岡山１丁目12―７　第２春日荘
債務者　陣内　義輝
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１８号
東京都中野区野方２丁目65―６―105
債務者　宮内　吉夫
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１９号
東京都港区麻布十番３丁目２－１―602
債務者　米島　勝彦
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部